

表 紙 含 : (1 0 枚)
仕様書番号 : MAN- 1 1 号
作成年月日 : 令和 5 年 5 月 1 2 日
作成部隊名 : 立川駐屯地業務隊管理科

2 0 号建物他消防設備補修工事 仕 様 書

件 名	2 0 号建物他消防設備補修工事	図面番号	1 / 1 0
図面名称	表 紙	縮 尺	

仕 様 書

- 1 件 名 : 20号建物他消防設備補修工事
- 2 場 所 : 東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地
- 3 概 要
- (1) 20号建物泡消火設備ユニット更新 2基(配管工事含む。)
- (2) 23号建物泡消火設備ユニット配管等修理 1基

共 通 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)(以下「共仕」)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)(以下「共改仕」)を準拠並びにメーカー仕様及び官側の指示による。

(2) 適 用

- ア 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において実施する、建築物等の工事及び修理に適用する。
- イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

- ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する請負者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。
- イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる工事及び修理の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

(4) 官公署その他への届出手続き等

- ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。
- イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届け出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

件 名	20号建物他消防設備補修工事	図面番号	2 / 10
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

(5) 書類の書式等

書面を提出する様式（提出部数を含む）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

本仕様書は、工事及び修理のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施に当たり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日 08 時 15 分～17 時 00 分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうける。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、請負者の負担とする。官側の電気、ガス、水道等を使用する際は、申請書を提出のうえ、計量器の設置等官側の指示に従うものとする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス、水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(11) 工事及び修理担当者

ア 請負者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は工事及び修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。

ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、工事及び修理に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

件 名	20号建物他消防設備補修工事	図面番号	3 / 10
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

- (12) 報告書の書式等
報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。
- (13) 安全管理
ア 工事及び修理の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
イ 請負者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において原状に復旧することとする。
- (14) 保全の措置
許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、工事及び修理に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすることとする。
- (15) 関連業務との調整
本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従う。
- (16) 材 料
ア 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下グリーン購入法という。）により環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
イ 使用する材料の選定に当たっては揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
- (17) 材料の品質等
工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- (18) 材料の検査等
現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。
- (19) 材料の保管
搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。

件 名	20号建物他消防設備補修工事	図面番号	4 / 10
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

2 発生材の処理等

(1) 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(2) 発生材の処理は、次による。

ア 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

イ ア以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に提出するものとする。

3 提出書類

(1) 現場代理人等通知書

(2) 工程表

(3) 日誌

(4) 打ち合せ簿

(5) 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）

(6) 発生材調書（必要な場合）

(7) その他官側の指定するもの

(8) 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏えいした場合は、受注者がすべて責任を負うこととする。

(9) 写真撮影

工事及び修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 S 版）に整理し、検査前に監督官に提出する。

件名	20号建物他消防設備補修工事	図面番号	5 / 10
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特 記 仕 様 書

1 消防設備

- (1) 使用する機器は、消防法、消防庁長官が定める基準等によるものとする。
- (2) 据付け又は取付けの位置、方法等は、「消防法施行規則」及び地方公共団体の条例に定めるところによる。
- (3) 消火栓箱の正面は、壁の仕上がりに平行して傾きのないよう、また、ゆがみなく戸当たりに注意して所定の高さに取り付けること。
- (4) 泡消火薬剤混合装置は、泡消火薬剤と水を混合して規定濃度の泡水溶液とするもので、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られること。

2 対象設備

- (1) 既設設備については表 1 のとおり。 (表 1)

種 類	型 式	数 量
移動式泡消火設備	ヤマトプロテック㈱ Y P P T-1 6 0	2 基
泡消火薬剤	たん白泡 (3 %) エアフォーム 3 1 0 泡第 6 0 ~ 6 号	1 6 0 L

- (2) 更新設備参考型番については表 2 のとおり。 (表 2)

種 類	型 式	数 量
移動式泡消火設備	ヤマトプロテック㈱ Y P P-1 6 0 右 (総合盤なし)	2 基
泡消火薬剤	たん白泡 (3 %) 泡第 6 0 ~ 6 号	1 6 0 L

※型式・品番等については、仕様について代表的なものを記載しているため、記載のもの又は同等品以上のものとする。

※必要な付属品は製造所の指定によること。

- (3) 修理設備については表 3 のとおり。 (表 3)

種 類	型 式	数 量
移動式泡消火設備	深田工業㈱ H B F-0 0 0 2	1 基
泡消火薬剤	水性膜泡 (3 %) 泡第 1 0 ~ 3 号	1 6 0 L

- (4) 修理部品については表 3 のとおり。 (表 3)

種 類	数 量
アングル弁 : 6 5 A H B F-0 0 0 2 用	1 組
ホース掛け : H B F-0 0 0 2 用	1 組

件 名	2 0 号建物他消防設備補修工事	図面番号	6 / 1 0
図面名称	特記仕様書	縮 尺	

3 補修要領

- (1) 更新設備については、事前に官側へ承認図等を提出し、承諾を得たのち、製作・発注を実施すること。
- (2) 既設設備使用不能期間中は、消火器等による代替え設備を請負者負担において用意すること。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を請負者が提供するものとする。
- (4) 工事範囲外において不具合が発見された場合は、原因を探求し、修理等が必要な場合は見積書を添えて報告すること。
- (5) 工事中に機器を分解または、取り外す場合は、必要なスイッチやバルブ類の開閉を確実にを行い、安全を確認した上で点検を実施する。
- (6) 工事及び修理作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置及び収納状態を確認し、正常な状態に復帰していることを確認する。
- (7) 移動式泡消火設備の更新に伴い消火配管の一部を撤去、新設するものとし、新設する消火配管（6 5 A）には JIS G 3452 を使用すること。既設管と新設管との接続にはユニオン継ぎ手（消防認定品）又は同等以上のものを使用すること。
- (8) 消火配管（6 5 A）新設後、保温（種別：b・(r)・Ⅶ又は同等以上）を実施すること。

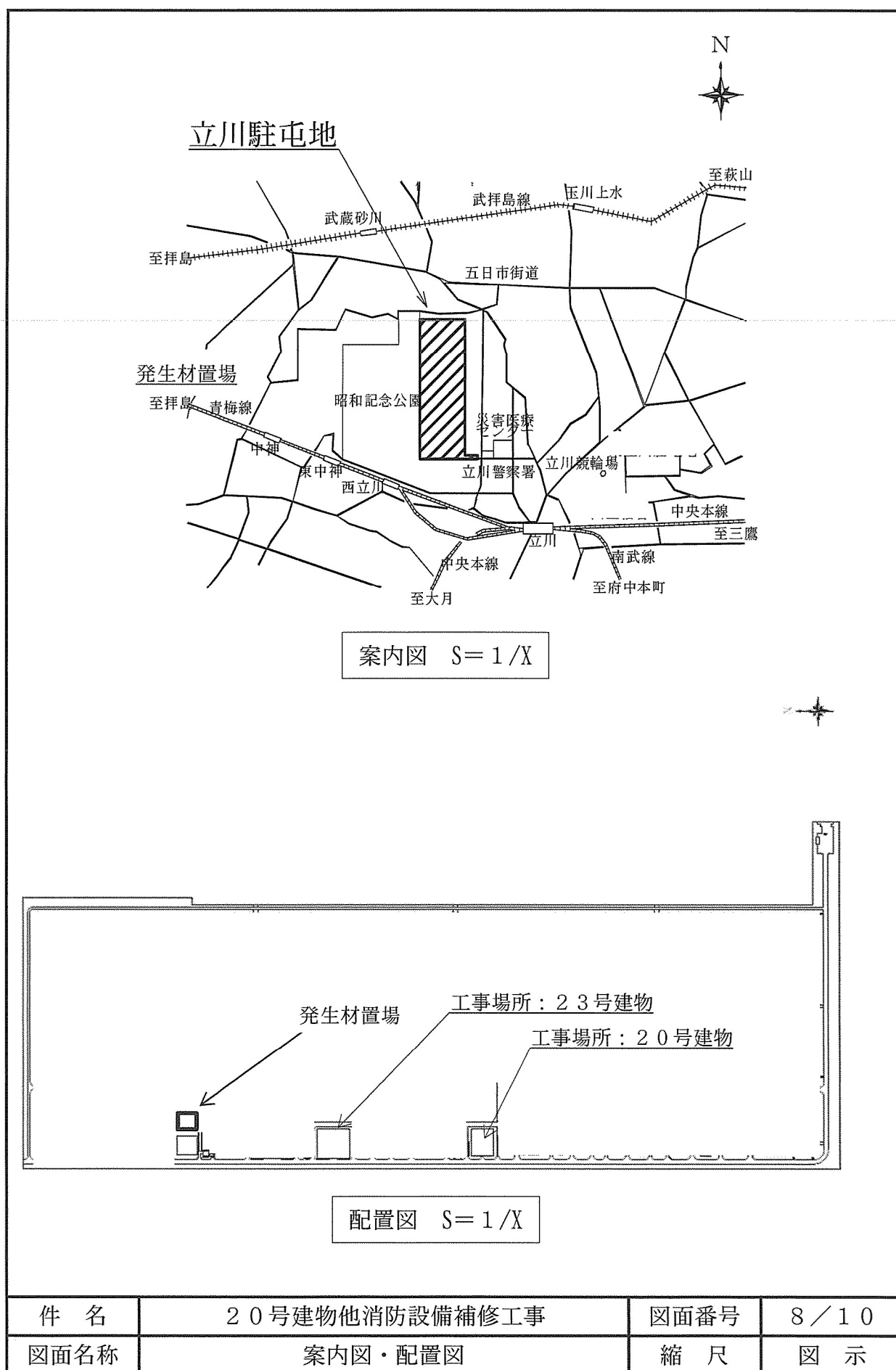
4 試験等

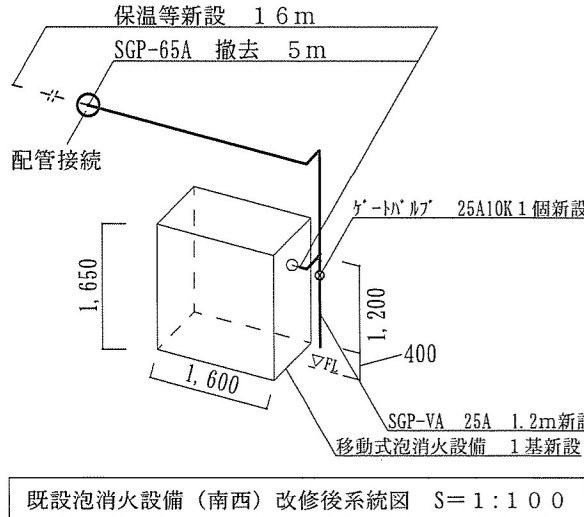
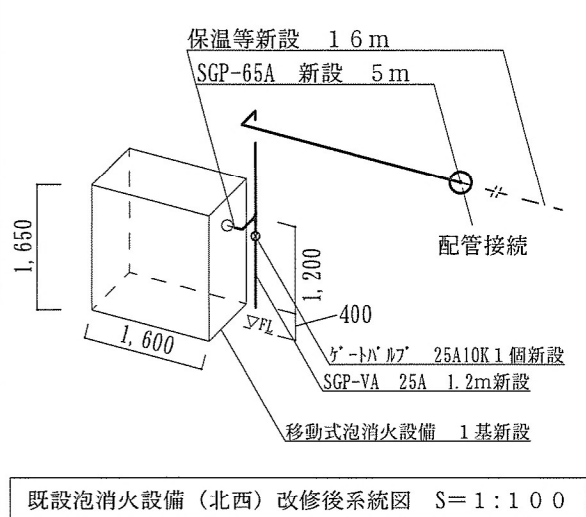
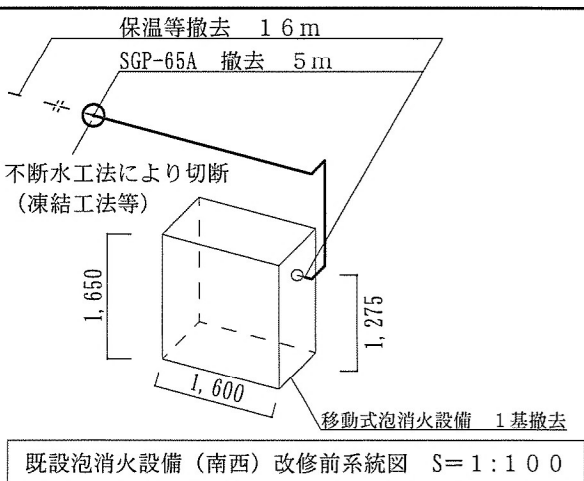
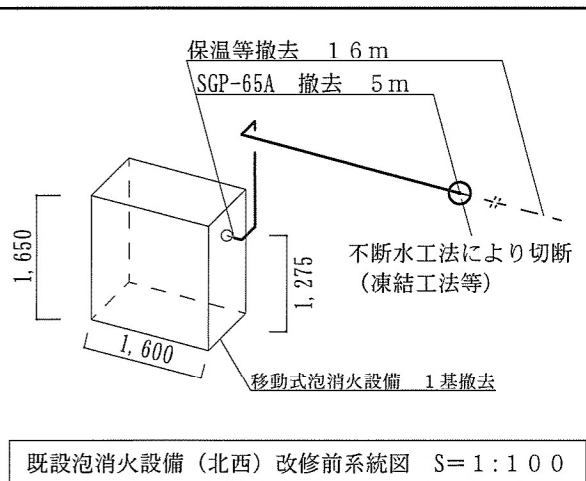
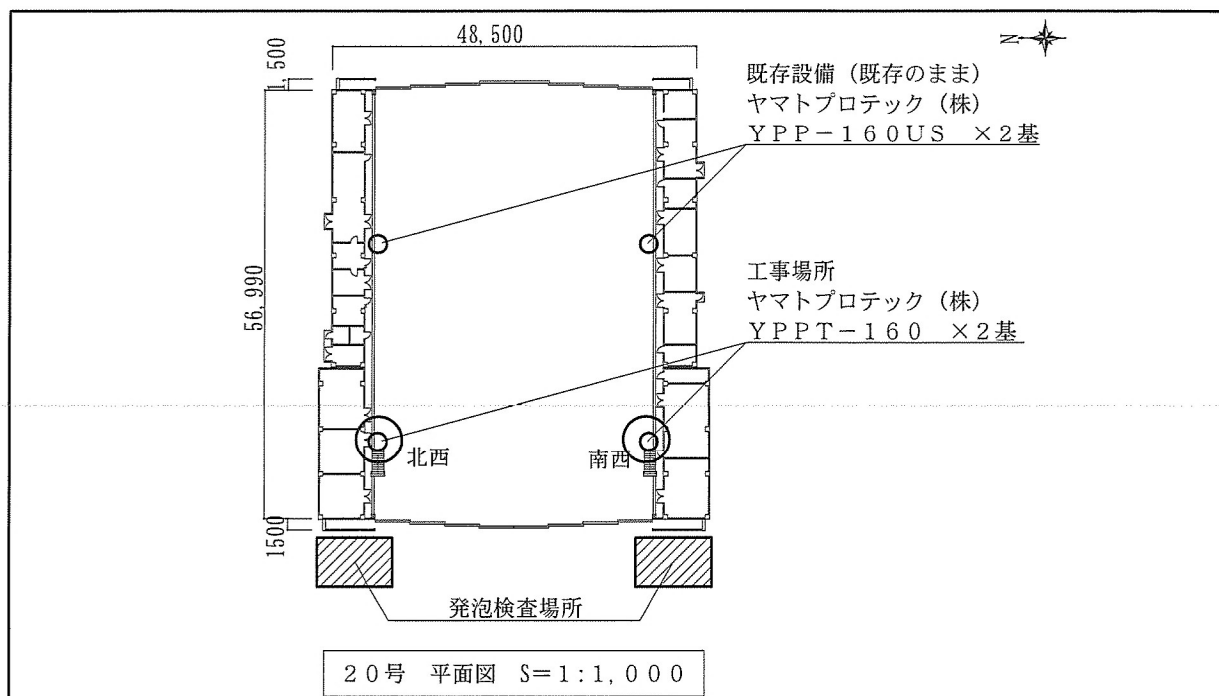
- (1) 設備更新後、放水試験を実施し規定の水圧が確保できていることを確認すること。この際、放水には専用プールを用意し、漏らすことなく全て回収し産業廃棄物として処分すること。
- (2) 修理設備においてアングル弁交換後、水圧試験により漏水の有無を確認すること。

5 その他

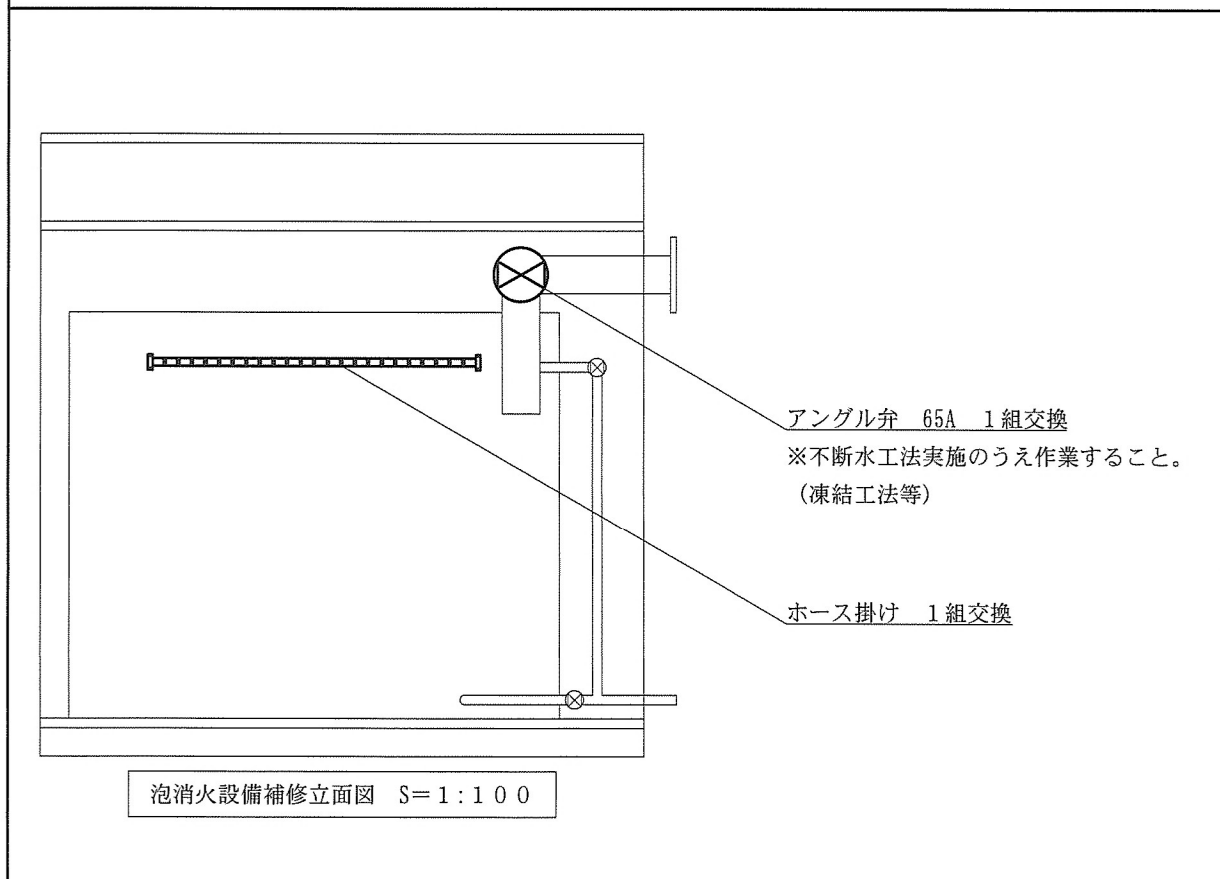
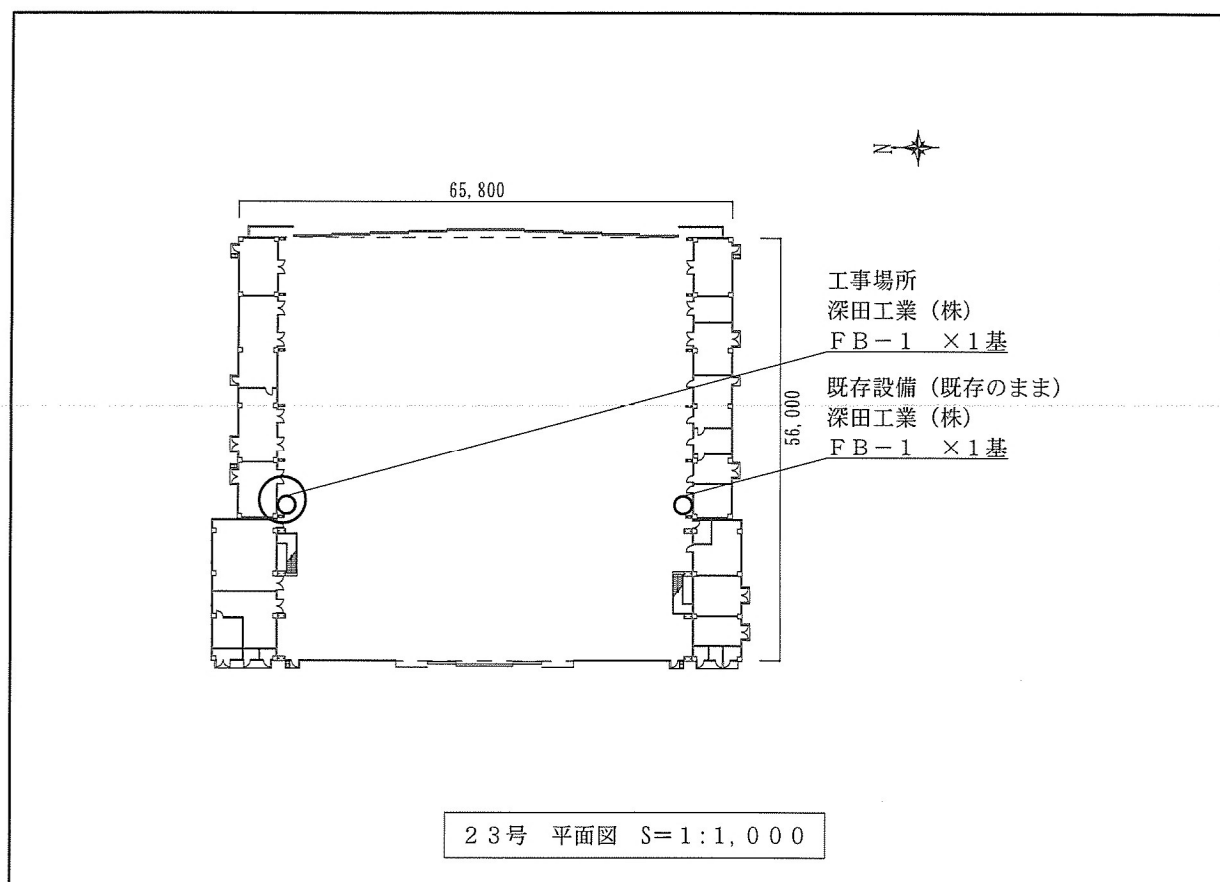
- (1) 作業中は、消防設備士免状を携帯するものとし、免状を事前に監督職員へ提示する。
- (2) 安全要領については労働基準法等関係法令の規定を順守するものとする。

件 名	20号建物他消防設備補修工事	図面番号	7 / 10
図面名称	特記仕様書	縮 尺	





件 名	20号建物他消防設備補修工事	図面記号	9 / 10
図面名称	20号建物平面図・設備系統図	縮 尺	図 示



件 名	20号建物他消防設備補修工事	図面記号	10 / 10
図面名称	23号建物平面図・設備補修図	縮 尺	図 示